

指定喫煙場所及び東口指定喫煙場所周辺清掃等保守管理業務委託 仕様書

(目 的)

- 1 本委託は、J R岡山駅周辺に設置している灰皿（指定喫煙場所）（別紙1参照）及び岡山駅東口指定喫煙場所周辺（別紙2参照）の清潔な維持管理及び機能保持を目的とする。

(場所及び期間)

- 2 灰皿の設置場所は別紙3、東口指定喫煙場所周辺の清掃場所は別紙2のとおりである。
- 3 履行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(業務内容)

- 4 清掃業務は下記のとおりとする。
 - (1) 灰皿①～④共通
 - ① 1日に2回（午前9時～11時の間に1回、午後3時～5時の間に1回）、清掃を行う。
 - ② 喫煙場所内に散乱している吸殻や空き缶等を清掃処理すること。
 - ③ 雨天の場合は、適宜灰皿内の状況を確認すること。
 - ④ 集積した吸殻等は全て受託者の責任において処分すること。
 - ⑤ パーテーション（付帯設備）の簡易清掃。
 - (2) 灰皿①～③のみ
 - ① 清掃後、灰皿受けには一定の水をはり、汚水は適正に処理すること。
 - ② 灰皿備付け水差し用ペットボトルに適宜水足しをすること。
 - (3) 東口指定喫煙場所周辺の清掃業務
 - ① 1日に2回（午前9時～11時の間に1回、午後3時～午後5時の間に1回）、上記4（1）、（2）の清掃と合わせて、東口指定喫煙場所周辺（別紙2参照）に散乱している吸殻や空き缶等を清掃処理すること。

(報告書の提出)

- 5 乙は、毎月の作業月報（別紙4）及び作業写真を翌月5日までに提出すること。

(支払い)

- 6 乙から提出された作業月報及び作業写真を検査後、毎月払いとする。

(注意事項)

- 7 作業に当たっては、下記に注意するものとする。
 - (1) 作業中は利用者や通行者等の安全確保に十分配慮し、事故などトラブルが発生した場合は速やかに報告すること。

(2) 灰皿の清掃後は必ず鍵により施錠すること。

(3) 作業中に灰皿の形状等の異変に気がついた場合は、速やかに甲に報告すること。

(その他)

8 この仕様書に記載されていない事項については、双方協議のうえ決定する。

(担当)

岡山市環境局環境部環境事業課資源循環推進室 佐藤 086-803-1321